

第18期

第33回

総会議事録

令和2年12月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和2年12月18日(金)
2. 開催場所 5-1-1、5-1-2会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	二瓶敏幸	出席	湖南地区
2	新田幾男	出席	富久山地区
3	伊藤幸一	出席	中央地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	中尾一明	出席	中田地区
6	藤田稔	出席	熱海地区
7	吉田秀吉	出席	三穂田地区
8	松川延安	出席	田村地区
9	降矢セツ子	出席	田村地区
10	吉田直衛	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	小林正一郎	出席	片平地区
12	堀井潔	出席	中央地区
13	細山文昭	出席	逢瀬地区
14	黒澤大吉	出席	日和田地区
15	遠藤昭夫	出席	安積地区
16	岩崎幸夫	出席	西田地区
17	村上晃一	出席	中央地区
18	古川弘作	出席	中央地区
19	佐久間俊一	出席	喜久田地区
20	伊藤城治	出席	三穂田地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏
 【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸
 【主任主査兼農業振興係長】 遠 藤 満
 【農業振興係主任】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡
 【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇
 【農地調整係主任】 遠 藤 千 秋
 【農地振興係主査】 兼 子 奈 穂

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 15時00分

8. 閉会宣言 16時30分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

新田 幾男

署名人

吉田 直衛

署名人

伊藤 城治

事務局	<p>ただいまより、第33回総会を開催いたします。 本日、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>改めましてこんにちは 師走の忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 遠藤 昭夫委員が農業賞を受賞され、本日先ほど表彰を受けました。 おめでとうございます。 この総会が終わってからも行事が控えておりますので 今日はなるべく早めに進めるようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 10番 吉田 直衛 委員 20番 伊藤 城治 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案訂正、追加議案、取り下げ等はありません。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p>

	<p>1番から8番までの 8件について付議いたします。 村上 晃一委員の調査報告を求めます。</p>
村上 晃一 委員	<p>1番から8番までの 8件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 件数が多かったので、私と池上慎一郎推進委員、事務局職員で 3時間ほどかけて現地を調査して回りました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から8番までの 8件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から8番までの 8件について 許可と決めます。</p> <p>次に9番 1件について付議いたします。 伊藤 幸一委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 幸一 委員	<p>9番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 熱海の土地については藤田 稔委員が調査し、 富田の土地については私が調査しました。 12月5日に貸し人宅で聞き取り調査を行いました。 賃借料は農業委員会の令和2年の賃借料基準に 従っているとのことです。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に10番 1件について付議いたします。 村上 晃一委員の調査報告を求めます。</p>
村上 晃一 委員	<p>10番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、農業経営の移譲、農業開始です。 12月7日に事務局で事前審査会を行いました。 同住所で名字が違いますが、これは婿だからとのことです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に11番と12番の 2件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作委員	<p>11番と12番の 2件について調査の結果をご報告いたします。 申請人同一のため一括して報告いたします。 渡し人、受け人、使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 12月7日に事務局で事前審査会を行いました。 受け人は渡し人の母親で数年前に受け人の旦那さんが亡くなりその後旦那さんの父親が亡くなったことから孫である渡し人が相続する形になったのですが耕作できず、50年近く耕作をしていた母親である受け人が農業開始をして耕作することになりました。 引き続き受け人が耕作し、息子である孫が手伝うとのこと。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>11番と12番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番と12番の 2件について許可と決めます。</p>

	<p>次に、13番 1件について付議いたします。 遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>13番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 申請人は兄弟にあたります。 受け人は本籍は千葉ですが、 成田市の役所を定年退職して、奥さんの実家である福島にて就農し、 福島市の農業委員会の耕作証明書も添付されております。 通作が大変ではないかと聞きましたが、 実家の協力も得て必ず耕作するとのことでした。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>13番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、13番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に14番から20番までの 7件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>14番から20番までの 7件について、調査の結果を報告いたします。 まず14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。 受け人と両親が農作業に従事します。</p>

次に15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、甥への贈与です。

受け人と妻、息子が農作業に従事します。

次に16番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、17番との交換です。

受け人と兄、母親が農作業に従事します。

次に17番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、16番との交換です。

受け人と妻、息子が農作業に従事します。

次に18番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、同一世帯の息子への使用貸借です。

使用借人と妻、両親が農作業に従事します。

次に19番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。

受け人と妻が農作業に従事します。

次に20番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、同一世帯の息子への使用貸借です。

使用借人と妻、両親が農作業に従事します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、
周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>14番から20番までの 7件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、14番から20番までの 7件について許可と決します。</p> <p>次に21番 1件について付議いたします。 二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。</p>
二瓶 敏幸委員	<p>21番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、贈与、農業開始です。 12月7日に事務局で事前審査会を行いました。 申請人は親子関係になります。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>21番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、21番 1件について許可と決します。</p>

	<p>次に22番と23番の 2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>22番と23番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず22番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>次に23番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>22番と23番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、22番と23番の 2件について 許可と決します。</p> <p>次に24番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>24番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p>

	<p>申請地の隣地は譲受人の耕作地であるため、 今後は一体として農地を利用するものです。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>24番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、24番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に25番から28番までの 4件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>25番から28番までの 4件について、調査の結果を報告いたします。 まず25番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、26番との交換です。 受け人と息子が農作業に従事します。</p> <p>次に26番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、25番との交換です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に27番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、県道工事に伴う代替地の提供、取得です。</p>

	<p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に28番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と息子、父親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>25番と28番までの 4件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、25番から28番までの 4件について許可と決めます。</p> <p>次に29番 1件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>29番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>12月1日に現地確認と受け人の調査を行いました。</p> <p>現地は野菜畑として適正に耕作されており、何ら問題はありません。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>29番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、29番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農機具、資材置場の設置です。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請人は家族で水稻、キュウリを栽培しています。</p> <p>経営拡大により手狭になったため今回の申請に至りました。</p> <p>申請地東側は県道に接し利便性に優れております。</p> <p>30cmほどほど砂利を敷いて整地します。</p> <p>雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。</p> <p>以上、1番 1件については農地法第4条第6項各号に該当するような事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は、許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>申請の事由はグラウンドゴルフ場拡張になります。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断しました。</p> <p>既存のゴルフ場は平成26年に許可を得て開始したのですが、近年愛好者が増加しており、今後中通り地区でも県大会ができるコースを新設するため申請に至ったものです。</p> <p>以上1番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>

事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで 甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の 施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で 既存施設の拡張の用に供するために行われる 既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可相当と決めます。</p> <p>なお、この件につきましては、転用面積が 30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。</p> <p>次に2番 1件について付議します。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は分家住宅になります。 農地の区分は、第2種農地と判断しました。 雨水と汚水は東側水路に流します。 西は国道49号線、北は父親の住宅で 農地は東と南にあるが日照に影響はない。</p> <p>以上2番 1件については、</p>

	<p>農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2農地2-1-(1)-オ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない、宅地化の状況からみて3-b-①から③に掲げる区域に該当することが見込まれる区域として、宅地化の状況が3-b-①に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満の市街化近傍小集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。 次に3番 1件について付議します。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は市水道工事のための現場事務所と資材置場になります。 農地の区分は、農振農用地と判断しました。 12月13日に現地調査を行いました。</p>

	<p>市水道工事が行われているため現場事務所と資材置場が必要となったものになります。</p> <p>仮設トイレを設置し汚水の排出はなく、周辺農地の営農に支障もない。</p> <p>以上3番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決めます。

	<p>次に4番 1件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は市水道工事のための現場事務所と資材置場になります。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断しました。</p> <p>下水道工事に伴う現場事務所、資材置場になります。</p> <p>12月15日に現地確認及び本人確認を行いました。</p> <p>借り人は緑ヶ丘の下水道工事を受注し現場事務所および資材置き場を設けるものです。</p> <p>期間は一ヶ月から二ヶ月間で申請書には資金証明も添付されており、農地の分断や日照への支障はありません。</p> <p>以上4番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>まず3番 1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が借り人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する。)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>3番 1件の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定1件の申請があり、農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>3番 1件について、承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、承認と決します。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に1番から15番までのうち、3番を除く

	<p>14件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から15番までのうち、3番を除く 14件の農用地利用集積計画につきましては、 利用権設定5件、所有権移転9件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から15番までのうち 3番を除く14件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から15番までのうち 3番を除く 14件について、承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 12月2日に現地を調査しました。 雑木と竹が生い茂り、農地に復元するのは困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、</p>

	非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に2番 1件について 付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 11月30日に現地を調査しました。 申請地一帯は未だに国土調査が進んでおらず、 明治時代からの山林に飲み込まれて山林化したもので 農地への復元は困難と判断しました。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条 第2項第5号の別段面積の指定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 佐久間俊一委員の説明を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 空き家については現在所有者は住んでおらず、 空き家バンクに登録してありました。 農地を指定するというのも今回初めてなので</p>

	<p>何を調査すればよいのかよくわからないところではあったのですが、一つだけ引っかかったところにまあ農家住宅としての要件のための1,000㎡以上をクリアするためなのでしょうけど、土手のような土地もあってこれを農地として認めてよいのか正直疑義が生じるところではあります</p> <p>畑に使うと言われればまあそれまでなのですが、飛び地で間に水田もあり認めてよいものかと思ったので、皆さんにもぜひご協力していただきたいと思います。</p>
中尾 一明 委員	<p>ただいまの説明を聞きますと34-1が土手にも見えるという事ですが、私も3条申請の際に土手が出てくることもあり、農地があれば土手もつきものなのでまあ木が生い茂ったりしているのでなければ許可相当なのではと思います。</p>
事務局	<p>34-1については空き家からの距離は約100mで荒れているわけではありません。</p>
古川 弘作 委員	<p>これ空き家バンクだから渡し人、受け人表記でなくても大丈夫ということなんですか。</p>
事務局	<p>これはあくまで別段面積の指定ですので、3条申請はこの後になりますので現時点では出ていなくて大丈夫です。</p>
村上 昇一 委員	<p>34-1は田んぼの土手なのでしょうか。</p>
佐久間俊一 委員	<p>水田の法面で、水田本体は中間管理機構に貸しているの 正直なところそれが気になったところ 畑としては使えませんが借りている田んぼの人は どうなのかと思います。</p> <p>田んぼに行くための道の隅の部分になってしまっていて、 ここだけ売って大丈夫なのかなとも気になるところです。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>田んぼと一緒にないのはよくないのでは。</p>
佐久間俊一 委員	<p>別段面積指定の話だけだと言われればそれまでなんですが、 そのほかの部分は家にくっついているので数字合わせに足した 筆である感じがするので、こういったものを指定して 大丈夫なのかなとも心配になっているところ です。</p>
事務局長	<p>これは本体の田んぼとは別な筆なんですよね。</p>
佐久間俊一 委員	<p>そうです。土手だけで75㎡ですね。</p>
	<p>後々が面倒になりそうなので空き家に付随した農地として 農業委員会として指定してよいのかなと思わなくはないところ です。</p>

事務局	要綱の中では空き家からおおむね100m以内ですのでクリアしてはおります。また土手であっても問題はありません。
佐久間俊一 委員	田んぼに食い込んだ土手の名義が変わったら問題ありそうに思えるのですがどうなのかとの話です。 将来農家住宅にするためとの動機があるのでしょうか、まあそれでも問題ないとなるなら良いのですが
事務局	まずこれを判断する場合、申請人からはこれら1,000㎡ちょっとをすべて売りたいので、全部の筆を指定することを希望するとのことなので、農業委員会としてはすべてを指定するか指定しないかになりますので、今回は全部指定か全部指定しないかのみでこの筆だけ指定しないということはできません。 この筆については事務局としては要綱上は問題ないかと思われます。
佐久間俊一 委員	まあそれなら良いのですが。
伊藤 幸一 委員	結果的にだれかが被害をこうむりませんかね。 初めてのケースですしもう少し時間をかけていったん保留にはできないのでしょうか。
事務局	保留は行政手続法上できませんので認めるか認めないしかありません。
吉田 秀吉 委員	多数決にするしかないのでは。
議 長	事務局のほうでは一応書類上許可OKということですがどう扱いましょうか。
事務局	申請を持参するとき所有者と代理人が一緒に来たのですが、もう買い手も決まっているとのことで一部食い込んだ田については畑をやりたいとのことです。
議 長	では本件については採決を取ろうと思います。 書類はそろっていて法的には問題ないと事務局の判断ですが初めての別段面積の判断とのことで、ここで決を採って不許可にすれば今後類似例は不許可にするしかなくなりますがどうでしょう。
議 長	1番 1件について、 別段面積の指定を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、1番 1件について、

	<p>承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、議案第7号「令和3年農業労働賃金標準額について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>令和3年農業労働賃金はさる11月27日に農地利用最適化推進委員会議において検討を行い12月7日に郡山市農業労働賃金標準額改定会議に置いて協議し承認をいただいたところです。</p> <p>議案第7号別紙の通りになっております。</p> <p>検討内容を項目ごとに申し上げます。</p> <p>令和2年標準額と令和3年要望額が一致し据え置いた項目については黒字で表記しております。</p> <p>請負作業の作業項目について令和3年よりドローン散布（防除）を追加し請負額を10aあたり1,500円とします。</p> <p>また摘要欄について一部追加修正を行っております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご真偽のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>それでは、各委員のご意見、ご質問等ございませんか。</p>
藤田 稔 委員	<p>初めてドローン散布というのが出たわけですが、金額に参考等はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>参考としては県内につきまして猪苗代町のラジコンヘリ散布の金額を資料として提出し、また会議のほうで他市町村についても確認するようにとのことでインターネット上での調査をおこない、4町村ほどラジコンヘリ等も含みますが、参考として検討しております。</p>
議長	<p>初めてのケースですので来年一年やってみて、もし問題があれば改定会議に出してとやってみればよいかと思います。</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決めます。</p>

以上で、議案第7号を終わります。

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」

次のとおり、1番から3番までの3件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」

次のとおり、1番から20番までの20件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

次のとおり1番から6番までの6件について通知書の提出があったので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「農地等の競落について」

次のとおり1番1件について

先に適格と決し、農地等の買受適格証明書を交付した競落者から売却調書の提出があり

農地法第3条第1項の規定により許可書を交付したので報告する。

報告第4号を終わります。

ただいまの第1号から第4号までの報告についてご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。

事務局

農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、許可基準について、ご審議いただきたいと思います。

	<p>12月締め切りの案件の審議予定がありますので 来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会 総会運営要領第8条第1項に基づき、その結果を総会の 決定として回答したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。 その他ございませんか。</p>
事務局	<p>本日の推進委員の発表、西田の川前委員になります。</p>
川前 善寛 推進委員	<p>今回は、西田町の鬼生田地区の話させていただきます。 鬼生田地区は総戸数が93戸で農家が65戸あり、 阿武隈川をはさんで左手が日和田町で、 少し行くと本宮となりますが、その近隣の高地について 話をさせていただきます。 農家といっても専業農家は数えるほどで兼業農家が多く、 ご子息は会社勤めで作業委託をJA等が受けております。 1戸あたりの面積は7反歩ほどしかありません。 この集落に西田町土地改良区があります。 なぜここかといいますとこの地区は昔から阿武隈川の水を揚水して 耕地面積を潤していましたが、水利権や用水機器の維持管理など、 施設の更新と将来的に考えて公的補助が必要となるため、 この高地分だけの土地改良分を引き継いだものです。 65個の農家が組合に加入しているもので、 昭和48年の東北新幹線工事の際に、複雑だった耕地を140枚の 水田に直したのですが、2736筆を495筆までまとめました。 工作道路は総延長9km、用水パイプラインは8km、 排水路も整備され完成しております。 施設の維持管理については用水期の点検や運転、 パイプラインの点検保守、水使用許可関係なども組合業務です。 水利組合も組織しております。 通年65戸の農家が協力して運営にあたっております。 一番の自慢は未収金がないことです。 県からは安積疏水に混じったらどうだとよく言われますが、</p>

小さいところはやめろということかと頑張っ、
今でも続けております。

以前の台風19号で用水施設が冠水してしまいました。

今回の被害は甚大で建物施設もゆがみ、泥も堆積してしまい流量計、
配電盤等もダメになってしまいました。

用水上への道も法面が崩れて崩落してしまい、
道路維持課に補修してもらいました。

どうか組合員で協力して泥を掃除し補修も行いましたが、
兼業農家の強みとして、土木技術をお持ちの方などもいらっしゃった
ので自分たちでできることは自分たちで行いました。

県内各地の大きな被害が多数報告され
悲しい悔しい気持ちになりましたが
行政機関と連携して対応し、いろいろ相談に伺ったりもしました。

工事が自己負担ではと心配しましたが結果的には
激甚災害の指定を受けられたため負担もなく、46haの水田を
1枚も失うことなく本年も無事終わることができました。

最後に、改良区の副理事長として当たり前のように
日常を過ごしていた私ですが、
この災害で当たり前のありがたみを再認識させられました。

以上で発表を終わります。

事務局長

農業法人の支援についてのご報告とお願いです。

農業法人のアンケート結果として農業法人の支援策として
連携交流が必要との意見が多く上げられました。

連携交流先として市内農業法人同士連携してやっていきたいとの
ことでしたので今後パワーアップ支援事業として予算の
要求しております。財政課にも要求しております。

パンフレットを来週から配布して進めていきますので、
団体連絡会など集まりの場を作っていきますので
よろしくお願いいたします。

最後に設立準備会の資料がありますが、事務局だけでは
会員を集めきれないところもありますので是非皆さん世話人など
やっていただければと思っていますのでよろしくお願いいたします。

候補者として佐久間職代、松川委員、降矢委員、黒澤委員、
鈴木 光一推進委員、こちらの方々に世話人として

	<p>お世話になりながらやっていきたいと思います。</p> <p>皆様にもぜひご支援ご協力のほどよろしく願いいたします。</p>
松川 延安 委員	<p>局長から農業法人連絡会の設立準備の話がありました。</p> <p>郡山市で適格法人が年々設立されています。</p> <p>畜産や園芸でも法人経営に取り組んでいるところが多く 後継者不足の中ますます重要になっていくと思いますので、 今後もぜひ進めていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第33回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第33回総会（令和2年12月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

29件で、 田 90,799㎡ 畑 45,860㎡ でした。

第4条 農地転用は

1件で、 農機具資材置場1件でした。

第5条 農地転用は

4件で、 グラウンドゴルフ場1件、分家住宅1件、
現場事務所および資材置場2件でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明がありました。